

多摩市若葉剣友会規約

(名称)

第1条 本会は、多摩市若葉剣友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、剣道を通して青少年の健全育成と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 本会の基本理念は、財団法人全日本剣道連盟に定める基本理念（昭和50年3月20日制定）に準ずる。

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員、準会員、指導者会員と区分し以下のとおり定める。

- 1 正会員とは、定期的な練習に参加する高校生以上の一般および児童・生徒の保護者とする。
- 2 準会員とは、定期的な練習に参加する児童・生徒とする。
- 3 指導者会員とは、原則的に定期的な指導を行う正会員とする。

(入会、休会または退会)

第5条 本会に入会する場合、準会員については、年会費及び入会金を添えて役員に届け出ること。また、高校生以上の一般については、年会費及び登録事務手数料を添えて事務局に届け出ること。また、休会または退会する場合、準会員については、事前に役員へ届け出ること。また、高校生以上の一般については、事前に事務局へ届け出ること。なお、納入済みの年会費等は、原則、返還しないものとする。

(指導者会員)

第6条 指導者会員は、指導者会議の推薦および承認を得た者ができる。

(指導方針)

第7条 本会の指導方針については、全日本剣道連盟の定める「剣道指導の心構え」（平成19年3月14日制定）および「新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて」（文部科学省）などに準ずる。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置くものとする。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名（うち1名は指導者会員とする）
3. 会 計 1名

- 4. 書記 1名
- 5. 事務局 1名

(役員職務)

第9条 役員職務は、次に定めるところによる。

- 1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 会計は、本会の会計をつかさどる。
- 4. 書記は、本会の書記をつかさどる。
- 5. 事務局は、本会の事務の総括及び事務連絡をつかさどる。

(役員選出及び任期)

第10条 役員は、正会員の互選とし、役員任期は、定期総会から次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会議は、定期総会及び臨時会とし、会長が招集する。

- 2 指導者会議は、会長が必要に応じて招集し、本会の指導運営にあたる。

(年会費および入会金等)

第12条 準会員および高校生以上の一般の年会費および入会金等については、定期総会にてこれを定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、役員任期に準ずる。

(委任)

第14条 この規約に定めのない事項は、その都度、臨時会においてこれを定める。

付則

- 1. この規約は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2. この規約の一部を改訂し、平成29年4月1日から施行する。
- 3. 改正前の規約に基づいて行われた事項は、この規約に引き継がれたものとみなす。